

選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

小川村選挙管理委員会

○基本的な感染防止対策の徹底

・身体的距離の確保

→ソーシャルディスタンスを保つため、待機列（場所）では間隔を取るよう呼びかけ

→立会人、事務者のソーシャルディスタンス確保のための可能な限りでの配置変更

→投票人のソーシャルディスタンス確保のため、3連記載台中央の使用禁止や記載台の増設など可能な限りで対応（投票がスムースに行えなくなるなど支障をきたすことが考えられる場合は、距離の確保の呼びかけやこまめな消毒等で対応する。）

・マスク着用

→入場券でのマスク着用の事前周知

→投票管理者、投票立会人、職務代理者、事務者のマスク着用の徹底

→マスクをしていない選挙人には、選管で用意したもの渡す

・手洗い・手指の消毒

→各投票所へのアルコール消毒液の配布、設置

○安心して投票できる環境の整備

・アクリル板、ビニールシートの設置やアルコール消毒液の配備

→各投票所への簡易飛散防止パネル3組の設置

→事務者のフェイスシールド（任意）、ニトリル手袋（任意）の着用、こまめな手洗い・手指消毒の実施

・筆記用具の消毒、使い捨て鉛筆の活用

→筆記用具（黒鉛筆等）の持参が可能である旨の入場券への記載

→使い捨て鉛筆の配布

・換気の徹底

→既設の機械換気による常時換気

→定時での換気の実施

○選挙人への呼びかけ・情報提供

・予防対策をしたうえでの積極的な投票参加を呼びかけ

→入場券、広報誌、HP、防災行政無線での呼びかけ

・混雑回避のため期日前投票の積極的な利用の呼びかけ

→防災行政無線放送での呼びかけ

・投票所や期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供

→HPへの掲載とその旨を防災行政無線でのお知らせ

・投票所等において実施している感染防止対策を十分に周知

→本対策をHPへ掲載することにより周知